

千葉県

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 第01250003982号

許可の年月日	平成 25 年 08 月 05 日																
許可の有効年月日	平成 30 年 07 月 13 日																
1. 事業の範囲	<p>(1)事業の区分 収集・運搬(積替・保管を除く。)</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物の種類 ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、 イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）ウ 廃石綿等、エ 特定有害産業廃棄物 廃油（トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）、オ 特定有害産業廃棄物 汚泥（トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)</p>																
2. 許可の条件	なし																
3. 許可の更新又は変更の状況	<table><tr><td>平成 5 年 7 月 14 日</td><td>新規許可</td></tr><tr><td>平成 20 年 7 月 3 日</td><td>更新許可</td></tr><tr><td>平成 22 年 4 月 5 日</td><td>変更届（代表者変更、役員変更）</td></tr><tr><td>平成 23 年 8 月 19 日</td><td>変更届（役員変更）</td></tr><tr><td>平成 24 年 9 月 5 日</td><td>変更届（役員変更）</td></tr><tr><td>平成 24 年 12 月 10 日</td><td>変更届（住居表示の変更）</td></tr><tr><td>平成 25 年 6 月 18 日</td><td>変更届（株主変更）</td></tr><tr><td>平成 25 年 8 月 5 日</td><td>更新許可</td></tr></table>	平成 5 年 7 月 14 日	新規許可	平成 20 年 7 月 3 日	更新許可	平成 22 年 4 月 5 日	変更届（代表者変更、役員変更）	平成 23 年 8 月 19 日	変更届（役員変更）	平成 24 年 9 月 5 日	変更届（役員変更）	平成 24 年 12 月 10 日	変更届（住居表示の変更）	平成 25 年 6 月 18 日	変更届（株主変更）	平成 25 年 8 月 5 日	更新許可
平成 5 年 7 月 14 日	新規許可																
平成 20 年 7 月 3 日	更新許可																
平成 22 年 4 月 5 日	変更届（代表者変更、役員変更）																
平成 23 年 8 月 19 日	変更届（役員変更）																
平成 24 年 9 月 5 日	変更届（役員変更）																
平成 24 年 12 月 10 日	変更届（住居表示の変更）																
平成 25 年 6 月 18 日	変更届（株主変更）																
平成 25 年 8 月 5 日	更新許可																
4. 積替え許可の有無	<del>有</del> ・無 (積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)																
5. 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無	<del>有</del> ・無																
備考	市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。																